

平成 19 年版 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の正誤表について

お手持ちの仕様書の奥付（最終ページ）の発行日をご確認いただき、下記により該当の「正誤表」による訂正をお願い致します。

平成 19 年 3 月 6 日発行「第 1 刷」は、第 3 刷及び第 4 刷の「正誤表」

平成 19 年 4 月 9 日発行「第 2 刷」は、第 3 刷及び第 4 刷の「正誤表」

平成 19 年 5 月 18 日発行「第 3 刷」は、第 3 刷及び第 4 刷の「正誤表」

平成 19 年 8 月 29 日発行「第 4 刷」は、第 4 刷の「正誤表」

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 19 年版 第 3 刷 正誤表

平成 19 年 8 月

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	誤	正
22	4	3	2	材 料	表 4.3.1 種類 1 段目	遠心力高強度コンクリート	遠心力高強度プレストレストコンクリート
335	20	3	2	材 料	(b) 1～2 行	鉄筋は 5 章 2 節[材料]による。 <u>ただし、溶接をする箇所には鉄筋コンクリート用再生棒鋼を使用しない。</u>	鉄筋は 5 章 2 節[材料]による。 (「ただし」以下、削除)

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 19 年版 第 4 刷 正誤表

平成 20 年 1 月

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	誤	正
54	6	4	2	製造一般	(a) 3～7 行目	I 類コンクリートの場合は、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)に規定されている粗骨材の最大寸法、スランプ及び呼び強度の組合せによる種類のコンクリート (以下、この章では「 <u>規格品コンクリート</u> 」という。)を、JIS A 5308 の規定によって製造することを、原則とする。ただし、 <u>規格品コンクリートでは所定の品質が得られない場合は、監督職員の承諾を受けて、規格品コンクリート以外とすることができる。</u>	I 類コンクリートの場合は、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)に規定されている粗骨材の最大寸法、スランプ及び呼び強度の組合せによる種類のコンクリートを、JIS A 5308 の規定によって製造する。
54	6	4	4	計画調合	(c) 1～2 行目	規格品コンクリートの場合には、	<u>I 類</u> コンクリートの場合には、
54	6	4	5	調合強度	(a)	規格品コンクリートの場合	<u>I 類</u> コンクリートの場合
54	6	4	5	調合強度	(b)	規格品コンクリート <u>以外</u> の場合	<u>II 類</u> コンクリートの場合
55	6	4	5	調合強度	(e) 3 行目	II 類の場合は、	削除
56	6	4	5	調合強度	(e) 表 6.4.2 2 段目	I 類/コンクリート製造工場の常用値。ただし、実績がない場合は、2.5、かつ、0.1 (Fc+ΔF) 以上	削除
57	6	5	1	一般事項	(a) (4) 1 行目	規格品コンクリートの場合には、	<u>I 類</u> コンクリートの場合には、
57	6	5	1	一般事項	(a) (5) 1 行目	<u>I 類の規格品コンクリート以外及び II 類のコンクリート</u> の場合は、	II 類のコンクリートの場合には、
58	6	5	5	コンクリート強度	(c) 1 行目	規格品コンクリート <u>以外</u> の場合で、	<u>II 類</u> コンクリートの場合で、